

提出日(西暦)	2022 年 8 月 4 日
---------	----------------

品質管理システム概要書 (2022 年 7 月 1 日現在)

監査事務所名 アーク有限責任監査法人

代表者名 三 浦 昭 彦

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

- (1) 当社は、社会的影響に鑑みて監査業務の品質を重視しており、品質管理に関する方針及び手続に関して、理事長が当社の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。また、品質管理のシステムに関する整備及び運用に関する責任は、監査サポート部長（品質管理担当理事）が負っています。
- (2) 当社は、監査契約の新規の締結及び更新から監査計画の策定、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理の方針及び手続を諸規程として整備し、運用しております。

【不正リスクへの対応】

当社は、「監査における不正リスク対応基準」に準拠し、当社における品質管理に関する方針及び手続を定めています。不正リスクを含む品質管理のシステムに関する責任については、理事長が最終的な責任を負っています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

- (1) 監査サポート部の品質管理グループは、各監査業務のすべての局面を通じて、各監査チームのメンバーが当社の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するように注意を払っています。
- (2) 監査サポート部の品質管理グループが監査業務に関して独立性に違反する状況を識別した場合には、理事会を通じて、監査サポート部長が当該監査責任者及び独立性に違反している当該監査チームに報告することになっています。
- (3) 監査チームは、職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法を監査調書に記載することとしています。
- (4) 当社は、インサイダー取引のないことの確認の宣誓書を社員及び職員全員（非常勤の者を含む。）から入手するとともに、クライアントの株式等及びクライアント関連以外の上場株式等の保有並びに取引を禁止しています。クライアント及びその関係会社以外の有価証券の残高がある場合には、取引の内容及び残高の明細を添付の上、監査サ

ポート部の品質管理グループに保有許可申請をすることとしています。

(5) 当社は、社員及び職員全員（非常勤の者を含む。）から、独立性のチェックリストを年に一度 7 月に入手しており、各監査チームにおいては監査報告書日現在での独立性の保持の確認を実施しています。

(6) 当社は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、以下の方針及び手続を定めています。

① 大会社等の監査業務については、監査業務を継続的に実施できる期間は、原則として指定有限責任社員のうち上位者は 5 会計期間とし、その後 5 会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができません。

また、指定有限責任社員が 2 名以上の場合における上位者以外の指定有限責任社員は、監査業務を継続して実施できる期間は 7 会計期間とし、その後 2 会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしています。

② 公認会計士法上の大会社等の監査業務に関する協議審査員又は上記会社以外の監査業務に関する書面審査員は、その審査業務が継続的に実施できる期間は 5 会計期間とし、その後 5 会計期間は、同監査業務の指定有限責任社員又は審査員になることができないこととしています。

(7) 報酬依存度については、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準を 15%としています。

なお、2 期連続して報酬依存度が 15%を超える場合には、阻害要因の重要性の程度を評価し必要に応じてセーフガードを適用して阻害要因を除去するか、または、その重要性を許容可能な水準にまで軽減することとしています。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

(1) 監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」に準拠するものとしています。新規契約の前提としては、「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する規程」及び「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する運営マニュアル」に従って、利害関係の有無の調査とともに企業及び経営者等の姿勢及び方針の理解、業務内容、契約条件及び業務リスク（不正リスクを含む。）等を検討することを前提として、受嘱審議委員会の承認のもとに行われます。

(2) 監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等には、監査契約先の経営者の誠実性や当社が関連する職業倫理に関する規定を遵守することができるかどうかが含まれています。

業務リスク等の問題点が識別された場合は、受嘱審議委員会において評価しますが、

原則として受嘱してはならないこととしています。

【不正リスクへの対応】

監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めています。

- ① 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価します。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれています。
- ② 新規の締結時及び更新時はそのリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検証します。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

(2) 当社は、専門要員の能力を維持・向上するために、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行っております。

教育・訓練に関する研修計画は、研修担当理事が研修委員会の立案により理事会に上程し、審議を経てこれを実施しています。

なお、会員たる公認会計士は、日本公認会計士協会の実施する継続的専門研修（CPE）の履修状況を管理しており、年間40単位を満たしていない者は、監査に従事させないこととしています。

【不正リスクへの対応】

当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に備えて、監査チームが監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を発揮できるように社内研修により不正に関する教育・研修の適切な機会を提供しております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当社は、監査業務の品質を合理的に確保するための監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を、品質管理規程及び品質管理マニュアルにおいて定めています。

また、監査マニュアル及び監査実施上のガイダンス並びに諸監査ツールを開発・整備して専門要員に対して研修の上、使用させています。

これらのマニュアル等には、監査の実施・査閲等の実施基準が定められています。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに対応できるように、監査マニュアル及び監査ツールにおいて不正リスク対応手続を定めています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当社は、監査上の諸問題解決に必要であると判断された結果、専門的な見解の問合せを行なう場合があります。この場合、監査チームは審査員と協議の上、問合せを実施しますが、その方針及び手続については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に定められています。

監査チームは、審査時点で監査意見が変更にならないように十分留意して、専門的な見解の問合わせを実施しています。

【不正リスクへの対応】

当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、不正リスク対応基準に従って専門的な見解の問合せを活用した対応を行うこととしております。

(3) 審査の方針及び手続

当社のすべての監査業務について、原則として監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査を受審し、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしています。

監査業務に係る審査に関する方針及び手続として、「審査規程」及び「審査マニュアル」を定めております。

【不正リスクへの対応】

監査業務において不正による重要な虚偽表示リスクがある可能性を認識した場合、専門的な問い合わせにより、監査サポート部長が審査体制を強化し、監査サポート部品質管理グループによるモニタリングを実施しております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チームは専門的な見解の問合せを行うなどの結果でも、監査チームと監査業務に係る審査員との間で、監査上の判断の相違が生じたときには、「審査規程」及び「審査マニュアル」に記載された方法及び手続に従って解決を図っております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当社は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査マニュアル」において定めております。

監査調書は、システムの、物理的にアクセスが管理されており、10年間保存された後に監査サポート部品質管理グループ長の監督下において廃棄されています。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当社は、品質管理のシステムの監視を行う者として、十分かつ適切な経験を有する者を品質管理システム管理者として選任しています。品質管理のシステムの監視は、品質管理のシステムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施され、品質管理のシステムの監視は、通常、日常的監視と定期的な検証から構成されています。

【不正リスクへの対応】

当社は不正リスクへの対応（監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育訓練、業務の実施及び監査事務所間の引継ぎ）について、当社の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを定期的に検証しています。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理のシステムの監視によって発見された不備については、その影響を評価し、監査チーム等の適切な者に対して、発見された不備とその根本原因並びにそれに対する適切な是正措置を伝達することと定めています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当社内外からもたらされる不服と疑義の申し立てについて適切に対処することを合理的に確保するための通報制度として「内部通報規程」及び「外部通報規程」に従い監査ホットラインを導入しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関して当社内外からもたらされる情報についても、監査ホットラインを用いて適切に対応しています。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当社が前任の監査人になる場合と後任の監査人になる場合の双方について監査業務の引継ぎが適切に行われることを確保するために、「監査人交代マニュアル」においてその方針及び手続を定めています。

【不正リスクへの対応】

当社が前任の監査人となる場合には、不正リスクへの対応状況について後任の監査人に対して伝達し、当社が後任の監査人となる場合には、不正リスクへの対応状況について前任の監査人に対して質問することに関して、「監査人交代マニュアル」において定めています。

8. 共同監査の方針及び手続

当社は、共同監査は行わない方針です。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当社は、2020年7月1日付で近畿第一監査法人と合併しておりますが、合併後は当社の品質管理の方針及び手続により運用しております。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。